

単体規定	法第 35 条 令第 128 条 安全条例第 5 条第 3 項 第 19 条第 2 項	作成（改訂）日
	敷地内の通路	令和 4 年 3 月 1 日
<b>敷地内の通路からの「道または公園、広場その他の空地」の取扱いについて</b>		
<p>令第 128 条に記載のある、「道または公園、広場その他の空地」については、一戸建てまたは二戸長屋の住宅で、階数 3 以下かつ延べ面積 200 m<sup>2</sup>以下の建築物に限り、法第 43 条第 2 項適用通路（不成立路線は除く）を「道または公園、広場その他の空地」として取扱う。</p> <p>二戸長屋の住宅については、都安条第 5 条第 3 項の認定を受ける必要がある場合があるので注意すること。</p> <p>法第 43 条許可案件については別途許可条件による。</p>		
技術的助言など		
参考文献など		